

オンライン請求の保険医療機関・薬局の皆様へ

広島県国民健康保険団体連合会

令和5年4月以降に行う返戻再請求はオンラインで対応することになります。

- オンライン請求医療機関等からの返戻再請求については、令和4年9月30日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知（保連発0930第1号）により、令和5年3月原請求分からオンラインによるものとするが示されました。
- また、これに係るQ & Aについて、令和4年10月26日付け事務連絡により示されました。

令和4年9月30日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知（保連発0930第1号） 【抜粋】

- 「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」等に沿って、以下のとおり対応することとしていました。
 - ① 紙媒体で返戻されたレセプト（※）に係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする。
※当初、令和3年10月から紙媒体による返戻を廃止することとしており、その場合でも紙媒体に依らざるを得ない返戻レセプトが想定されていた。
 - ② 全ての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとする。なお、紙媒体で請求されたレセプトに係る再審査申出については、引き続き、紙媒体での再審査申出を可能とする。
- 上記について、医療機関・薬局、保険者を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、2023年3月原請求分からオンラインによるものとします。
- 「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」の改正及び詳細については、追って通知いたします。
- 厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるよう、システム事業者に対して必要な対応を完了するよう改めて働きかけるとともに、関係機関と連携して周知の徹底を図るものとします。
- その上で、システム事業者の対応状況を把握した上で、やむを得ない場合の必要な対応について検討を行います。
- なお、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止については、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和6年度中の廃止を目指します。

令和4年10月26日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡 【抜粋】

問1 オンライン請求医療機関等が行う返戻再請求について、「紙媒体で返戻されたレセプト（※）に係る再請求を除き」オンライン化することとされているが、「紙媒体で返戻されたレセプト（※）」とは具体的にどういったものを指すか。

（答）具体的に「紙媒体で返戻されたレセプト（※）」とは、審査支払機関から、紙媒体のみで返戻される場合のレセプトを指す。

（例）医療機関等から公費請求分が摘要欄において請求され、審査支払機関から保険者等に対して請求されたレセプトなど、審査支払機関のシステムにおいて紙媒体に変換されたレセプト
一方で、令和5年4月以降も、オンライン請求医療機関等に対して、紙媒体とオンラインによる返戻がなされることとなるが、こうした場合の返戻再請求はオンラインによることとなる。

問2 「2023年3月原請求分」から返戻再請求及び再審査申出をオンライン化することとされているが、具体的には医療機関・薬局や保険者はいつからオンラインによる対応を行う必要があるか。

（答）オンライン請求医療機関等や保険者については、オンライン請求医療機関等が審査支払機関に対して2023年3月に行う原請求（通常2月診療分について行うことが想定される。）に係る返戻再請求や再審査申出の時期以降、オンラインによる対応が求められる。具体的には、診療年月にかかわらず、2023年4月以降に行う返戻再請求や再審査申出についてオンラインで対応する必要がある。
なお、審査支払機関から2023年3月以前に返戻・請求された明細書についても、2023年4月以降にオンライン請求医療機関等が返戻再請求し、又は保険者が再審査申出する場合は、オンラインで対応する必要があることに留意すること。

必ず裏面以降もご確認をお願いします





オンラインによる返戻再請求を行ううえで、医療機関・薬局の皆様からいただいた質問をご紹介します。

なお、現段階で決定していない取り扱いなど、これ以外の質問については、厚生労働省の通知等を踏まえ、適宜、回答いたします。

Q1：紙媒体のみで返戻されるレセプトと、オンラインと紙媒体の両方で返戻されるレセプトがあるが、医療機関等ではどのように判断するのか。

A1：オンライン請求システムでダウンロードできない返戻レセプトは、紙媒体のみで返戻されていることとなります。

なお、医療機関等に送付する紙返戻レセプトに貼付されている「照会付せん」等により判断することが出来ます。

Q2：令和4年10月26日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長事務連絡の問1の「紙媒体で返戻されたレセプト(※)」とは、審査支払機関から引き続き送付される全ての返戻レセプトを指すのか。

A2：令和5年4月以降も、医療機関等においてオンライン請求システムからダウンロードできる返戻レセプトは、引き続き紙媒体でも送付しますが、これらのレセプトは該当しません。(オンラインによる再請求となります。)

よって、紙媒体のみで返戻されるレセプトが該当となります。(紙媒体による再請求となります。)

◎ 広島県国保連合会では、紙媒体のみで返戻されるレセプトには、次の付せんが貼付されます。これらの付せんが貼付されて返戻されたレセプトは、**紙媒体による再請求となります。**

【一次審査】

照会付せん

9 9	【医科】	照会付せん
<p>次の理由により返戻します。当請求書又は明細書の不備等を整理の上、付せんを送付します。翌月請求と一纏めに編し、提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険者番号、公費負担者番号 2 被保険者の記号・番号、受給者番号 公費負担者番号と保険者番号の不一致 3 氏名、性別、生年月日 4 傷病名 (病) 5 診療月、診療開始日 (病)、転帰、診療実日数 6 診療実日数と診療回数との不一致 7 保険者負担割合、入外コードと負担割合の不一致 8 初診、再診、調剤管理等、在宅、投薬、注射、処置、手術、検査、検査結果、処方リテンション 9 入院科、外治日、入院基本料等、食事・生活療養費 10 一部負担金、患者負担額、標準負担額 11 他保険者分記入 (に入) 12 保険医療機関の申出による (月 日 文書、受付時、電話連絡) 13 特別療養費は別添いで請求 (照会表も別で作成) 14 その他 		
令和 年 月 審査分 広島県国民健康保険診療報酬審査委員会		

(黒字・右端を黒で縁取り)

※「医科」の例になります。

このほか「歯科」「調剤」の付せんがあります。

9 9	<p>貴局等請求の別紙明細書は、下記の事由により、審査回いたしますが回答は明細書に記入の上、来月の請求書と一緒に編成して提出して下さい。</p> <p>※整理しても付せんはとらないこと。</p>	照会付せん
<p>年 月 審査分 広島県国民健康保険診療報酬審査委員会</p>		

(緑字・右端を緑で縁取り)

【過誤・再審査】

過誤返戻等通知票

過誤返戻等通知票	
<p>国民健康保険 審査支払機関 様</p> <p>※この通知票(通知票)は、請求の理由により返戻します。なお、ご不明な点がございましたら、下記審査課までご連絡ください。</p> <p>レセプト監査の概要</p> <p>請求月コード、傷病名 診療月コード、傷病名 保険者番号、受給者番号 被保険者記号・番号 診療(初診、再診) 本人家族入院外処置 性別 生年月日 診療種別 診療月 診療日 診療時間</p> <p>医師 氏名 診療科 請求書番号 請求書提出月 審査請求書提出月 審査請求書提出日 審査請求書提出時間</p> <p>理由詳細</p>	<p>広島県国民健康保険 審査課 様</p> <p>〒730-0110 広島県広島市南区南大蔵1-1-1</p> <p>電話 082-251-1111</p> <p>ファクス 082-251-1112</p> <p>Eメール 審査課@hlgk.jp</p>
<p>国民健康保険 審査課 様</p> <p>〒730-0110 広島県広島市南区南大蔵1-1-1</p> <p>電話 082-251-1111</p> <p>ファクス 082-251-1112</p> <p>Eメール 審査課@hlgk.jp</p>	<p>令和 年 月 審査分</p> <p>広島県国民健康保険診療報酬審査委員会</p>

(国民健康保険)

過誤返戻等通知票	
<p>後期高齢者医療 審査支払機関 様</p> <p>※この通知票(通知票)は、請求の理由により返戻します。なお、ご不明な点がございましたら、下記審査課までご連絡ください。</p> <p>レセプト監査の概要</p> <p>請求月コード、傷病名 診療月コード、傷病名 保険者番号、受給者番号 被保険者記号・番号 診療(初診、再診) 本邦 本人家族入院外処置 性別 生年月日 診療種別 診療月 診療日 診療時間</p> <p>医師 氏名 診療科 請求書番号 請求書提出月 審査請求書提出月 審査請求書提出日 審査請求書提出時間</p> <p>理由詳細</p>	<p>広島県後期高齢者医療 審査課 様</p> <p>〒730-0110 広島県広島市南区南大蔵1-1-1</p> <p>電話 082-251-1111</p> <p>ファクス 082-251-1112</p> <p>Eメール 審査課@hlgk.jp</p>
<p>後期高齢者医療 審査課 様</p> <p>〒730-0110 広島県広島市南区南大蔵1-1-1</p> <p>電話 082-251-1111</p> <p>ファクス 082-251-1112</p> <p>Eメール 審査課@hlgk.jp</p>	<p>令和 年 月 審査分</p> <p>広島県国民健康保険診療報酬審査委員会</p>

(後期高齢者医療)

オンラインによる返戻再請求の準備をお願いします

紙媒体のみで返戻されるレセプト以外のレセプトを令和5年4月以降に再請求する場合はオンラインで行うことになります。現在、オンライン再請求を実施されていない医療機関等の皆様におかれましては、レセコンベンダ等と調整を図り、同年3月までにオンライン再請求に対応するよう準備をお願いします。

なお、オンラインによる再請求は、月遅れ分を含み令和5年4月以降に請求するレセプトが対象となることから、オンライン請求システムから返戻レセプト（返戻ファイル）のダウンロードをお願いします。

○ 返戻レセプトのダウンロード（イメージ）



返戻レセプトのダウンロード方法

返戻レセプトがある場合は、返戻レセプト（返戻ファイル）をダウンロードします。返戻レセプトは、直近3か月分がダウンロードできます。

○ 返戻レセプト（返戻ファイル）のダウンロード方法（医科の例）

接続先 : ○○ 国民健康保険団体連合会
利用者名 : ○○○○○○○○
最終ログイン時間 : 2022/1/7 11:57

① 画面左の【返戻レセプト】ボタンをクリックします。
② ダウンロードするデータに応じて、【原審査分（医科）】または【原審査分（DPC）】ボタンをクリックします。
③ 【ダウンロード】ボタンをクリックします。
その後、保存する場所を指定して「保存」ボタンをクリックし返戻レセプトをダウンロードして下さい。

- ① 画面左の【返戻レセプト】ボタンをクリックします。
【返戻レセプト】ボタンの下に、【原審査分（医科）】・【原審査分（DPC）】・【再審査分（医科）】・【再審査分（DPC）】ボタンが表示されます。
- ② ダウンロードするデータに応じて、【原審査分（医科）】または【原審査分（DPC）】ボタンをクリックします。
- ③ 【ダウンロード】ボタンをクリックします。
その後、保存する場所を指定して「保存」ボタンをクリックし返戻レセプトをダウンロードして下さい。

※【留意事項】

直近3か月分のうち、未ダウンロードの返戻レセプト（返戻ファイル）がある場合は、「トップページ」画面の「処理状況」欄に「未ダウンロードの返戻レセプトがあります。返戻レセプトボタンの「原審査分」からダウンロードして下さい。」と表示されます。

再請求は返戻ファイルにより行います

再請求に当たっては、ダウンロードした返戻レセプト（返戻ファイル）を、レセプトコンピュータに取り込み、修正した上で再請求することになりますので、ご使用のレセプトコンピュータに、ダウンロードした返戻レセプトを修正する機能が搭載されているかレセコンベンダ等にご確認ください。

なお、取り込み・修正の方法は、レセプトコンピュータにより異なるため、詳細はレセコンベンダ等にご確認ください。

オンラインによる返戻再請求のメリット

メリット1 電子レセプトとしての一元管理

オンラインからダウンロードした返戻レセプトをオンラインで請求することで、電子レセプトとして一元的な管理が可能となります。

メリット2 セキュリティの強化

暗号化通信を行う上に安全性が確保されたネットワーク回線を使用するため、紙媒体による請求における搬送時の破損や紛失の問題がなくなります。

メリット3 ASPサービス

事務的な記録誤り等により返戻となるエラーを請求確定前にチェックできます。

また、エラーとなったレセプトについては、12日までにエラーを訂正し再提出することができます。

【本件に関するお問合せ先】

広島県国民健康保険団体連合会 共同システム課 ☎082-554-0773
審査管理課 ☎082-554-0775